

## 令和2年 業種別労働災害発生状況 令和2年11月末

旭川労働基準監督署

区分 業種別	令和2年			前年同期			対前年		業種割合 (%)	令和元年 (確定)			
	死亡	休業4日 以上	合計	死亡	休業4日 以上	合計	増減数	増減率		死亡	休業4日 以上	合計	
全産業合計	(1) 1	407	408	(2) 5	447	452	-44	-9.7	100.0	(3) 7	557	564	
製造業		82	82	(1) 2	73	75	7	9.3	20.1	(1) 2	90	92	
内 訳	食料品		36		30	30	6	20.0	8.8		38	38	
	木材・家具装備品		12		20	20	-8	-40.0	2.9		24	24	
	紙・パルプ		2		1	1	1	100.0	0.5		1	1	
	窯業・土石		1		2	2	-1	-50.0	0.2		4	4	
	金属・機械		19	19	1	4	5	14	280.0	4.7	1	5	6
	その他		12	12	(1) 1	16	17	-5	-29.4	2.9	(1) 1	18	19
土石採取業					3	3	-3	-100.0			4	4	
建設業	(1) 1	51	52		66	66	-14	-21.2	12.7	1	79	80	
内 訳	土木工事業	(1) 1	19	20		14	14	6	42.9	4.9	1	22	23
	建築工事業		14	14		35	35	-21	-60.0	3.4		36	36
	木造建築業		12	12		9	9	3	33.3	2.9		12	12
	その他		6	6		8	8	-2	-25.0	1.5		9	9
道路貨物運送業		49	49		56	56	-7	-12.5	12.0		66	66	
その他の運輸業		6	6		8	8	-2	-25.0	1.5		11	11	
陸上貨物取扱業													
林業		6	6		4	4	2	50.0	1.5		4	4	
卸・小売業		65	65	(1) 1	73	74	-9	-12.2	15.9	(1) 1	97	98	
清掃業		35	35		25	25	10	40.0	8.6		35	35	
その他の事業		113	113	2	139	141	-28	-19.9	27.7	(1) 3	171	174	
内 訳	農業・畜産業		15	15		19	19	-4	-21.1	3.7		23	23
	社会福祉施設		27	27		28	28	-1	-3.6	6.6		42	42
	その他		71	71	2	92	94	-23	-24.5	17.4	(1) 3	106	109

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）を集計したもので、死亡欄の（ ）内は交通事故で内数です。また、管轄は旭川市、上川町、愛別町、比布町、当麻町、鷹栖町、東神楽町、東川町、美瑛町、幌加内町、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の2市12町1村です。

### ＜今月のコメント＞

- 新型コロナウイルスの感染拡大が確認されています。引き続き、感染防止対策として、労働者の健康管理に留意し、咳エチケット等の周知をし、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けましょう。
- 重症・重篤な労働災害が頻発しています。作業内容の確認、安全衛生の再教育、職場内巡視を徹底し、事故防止に努めましょう。
- 建設工事追い込み期労働災害防止運動（R2.10.1～R2.12.31）の期間中です。北海道全体における建設業の8月末現在（未確定値）の死亡者数は、7名と全国ワーストワンの状況です。墜落・転落災害防止を最重点に、重機災害、崩壊・倒壊災害等の防止に取り組みましょう。また、建設工事パトロール点検も活用を検討しましょう。
- 北海道冬季ゼロ災運動（R2.10.1～R2.12.31）の期間中です。例年、冬季特有の雪や氷による転倒災害、交通事故等が多発する傾向にあります。また、旭川署管内で、過去5年間で屋根の除雪作業中の転落死亡事故が4件発生しています。安全带、保護帽（墜落時保護用）を使用する等の転落防止に取り組みましょう。

# 「死亡・重篤災害撲滅」に向けた取組に係るお願い

令和2年度 旭川労働基準監督署 安全衛生課

過去の死亡災害の動向から特に以下の5点について集中的な取組をお願いします。

## 1 墜落災害防止「7つの誓い」

- (1) 高さ2メートルを超える高所作業場所には、必ず手すり等の墜落防止措置を講じること。(トラロープは立入禁止表示であって手すり代わりにならない)
- (2) 高所作業場所(墜落防止措置が困難な場合)では、墜落制止用器具(安全带・親綱等)を使用すること。
- (3) 墜落防止対策(手すり、安全带の取付設備等)が無い屋根、屋上での改修、解体、除雪作業は行わないこと。
- (4) 手すりやブレース(筋交い)を職長の許可なく、勝手に取り外さないこと。
- (5) 上下の移動には、昇降設備(階段・はしご等)を使用すること。(はしごの固定等)
- (6) トラック荷台作業では、墜落時保護用保護帽(衝撃吸収ライナー)を着用すること。(あごひもの緩み等)
- (7) はしご・脚立の単独作業は控え、墜落の危険性が低い移動式足場、高所作業車等を使用すること。

## 2 重機の接触災害防止

- (1) 重機の作業半径内は原則、立入りを禁止し、無人化を図ること。
- (2) 無人化を図ることが困難な場合は、誘導者を配置させ、合図に従わせること。
- (3) バリケードを設置するなど関係者以外の立入りを禁止すること。

## 3 土砂崩壊災害防止(溝掘削)

- (1) 上下水道等工事の溝掘削を行なう場合は、作業箇所及び周辺の埋設物や湧水の有無、土質の状態、降雨、重機等の影響等に適応した土止め支保工等を選定するとともに溝内に労働者が立ち入る前に適切な土止め支保工を設けること。※過去に埋戻した地盤は崩壊しやすことに留意
- (2) 掘削面の肩に近接して堆積土、資材は置かないこと。

## 4 無資格就業及び作業主任者の未選任作業の禁止

無資格就業及び作業主任者の未選任作業は、絶対行わないこと。

## 5 スリップ交通事故の防止

例年、雪の降り始め(10月下旬以降)にスリップによる交通事故による死亡労働災害が発生しているため、スタッドレスタイヤへの交換、後部座席まで全員シートベルトの着用、冬道運転(夏より減速、車間)の再教育を実施すること。